

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

岩手県監査委員 柳村 岩見
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 (1) 監査対象機関名 岩手県千厩警察署
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成26年10月30日
 - イ 本監査実施日 平成26年12月15日
- (3) 監査結果の公表の日 平成27年2月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、43,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の積算については、職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。

- 2 (1) 監査対象機関名 岩手県岩泉警察署
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成26年10月23日
 - イ 本監査実施日 平成26年12月15日
- (3) 監査結果の公表の日 平成27年2月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託契約の執行については、職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿の整理がなされていなかった工作物については、平成26年12月26日に財産管理簿の整理を完了した。 工作物の管理については、財産管理登録の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。